

J R 東海労働組合関西地「申」第8号
2020年8月24日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「出勤時の社員の検温実施について」に関する申し入れ

大阪第一・第二運輸所で8月18日から「出勤時の社員の検温実施について」の掲示が出された。掲示では【開始時期】、【測定方法】と【就業可否の基準】のみで不明な点がある。

よって、下記のように申し入れるので早急に団体交渉の場を設定すること。

記

1. 検温の実施は就業規則外であり組合との協議を行うべきである。組合との協議を無視したことに謝罪を求める。
2. 新幹線各運輸所にて、8月18日から出勤時の社員の検温をすることになった理由を明らかにすること。
3. 検温結果が37.5℃以上の場合、就業不可としているが、就業規則の適用条項とその根拠を明らかにすること。
4. 検温結果が37.5℃以上あったときの対応について明らかにすること。
5. 37.5℃以上の発熱の症状で病院の受診及び診察結果の報告を会社が指示する場合、診察に掛かった費用は会社が全額負担すること。
6. 就業不可の判断をした場合の、勤務認証を明らかにすること。
7. 検温の実施は出勤点呼時のみとなっているが、出先点呼、退出点呼時の検温も実施すること。

8. 検温は駅、乗務員職場に限らず関西支社の全職場、全社員にも実施すること。また、同じ職場で働く関連会社の全社員にも実施するよう会社が責任持って指導すること。
9. 検温は当直の対面ではなく各職場の入口（運輸所の場合、守衛室前）にて行うこと。
10. 検温に必要な時間を労働時間として1分付加すること。
11. 検温の実施期間は、当分の間となっているが、検温終了の判断を明らかにすること。

以上